



宮 崎 県 公 報

平成24年10月11日（木曜日） 第 2428 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課）	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ）	1
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（ “ ” ）	1
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ “ ” ）	1
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ “ ” ）	2
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の廃止……………（ “ ” ）	2
○保安林の指定予定の通知（8件）……………（自然環境課）	2

頁

○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）	4
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ）	4
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商業支援課）	5
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（ “ ” ）	5
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課）	6

病院局公告

○落札者等の公告（2件）……………	7
-------------------	---

選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の異動及び解散の届出……………	7
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………	8
○資金管理団体の指定取消の届出……………	9
○不在者投票のできる施設の指定……………	9
○不在者投票のできる施設の指定変更……………	9

告 示

宮崎県告示第 686号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大貫内科	延岡市大貫町5丁目16番地1	平成24年8月1日
サンライト薬局 高原店	西諸県郡高原町大字西麓 962 上野ビル1F	平成24年9月1日

宮崎県告示第 687号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大貫内科	延岡市大貫町5丁目16番地1	平成24年7月31日

宮崎県告示第 688号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社有成会	都城市平江町26号18番地	デイサービス 俣久之里	都城市平江町26号21番地	平成24年9月21日
特定非営利活動法人うぇりんぐケアセンター 宮崎	北諸県郡三股町大字樺山1321番地2	うぇりんぐ デイサービス ココ	北諸県郡三股町大字樺山1153番地4	平成24年10月1日

宮崎県告示第 689号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社 慈信	都城市郡元 4 丁目 9 番 地 8	居宅介護支 援事業所 華陽	都城市郡元 4 丁目 9 番 地 8	平成24年 10月 1 日
株式会社メ イセイ	児湯郡木城 町大字椎木 6027番地 1	居宅介護支 援事業所 ケアポート	児湯郡木城 町大字椎木 6027番地 1	平成24年 9 月 1 日

宮崎県告示第 690号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人悠 隆会	延岡市北川 町川内名70 55番地 2	田中医院	延岡市北川 町川内名70 55番地 2	平成15年 9 月30日

宮崎県告示第 691号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人豊の里	都城市栄町 22街区 5 番	豊の里祝吉 地区居宅介	都城市早水 町3389- 2	平成24年 9 月30日

	地 1 号	護支援事業 所		
社会福祉法 人豊の里	都城市栄町 22街区 5 番 地 1 号	豊の里五十 市地区居宅 介護支援事 業所	都城市鷹尾 5 丁目4318 - 1	平成24年 9 月30日

宮崎県告示第 692号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町内山字尾頭3201- 2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾頭3201- 2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 693号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町 273- 2・ 274（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 694号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市関之尾町6535-24・6535-29・6551-54・6551-57・6551-58（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 695号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字徳松3115-1、字中野3168-72、3168-81、3168-82、字田尾3471-8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 696号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町大牟田字鍋上1450-3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 697号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字吹谷3394-5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 698号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字出羽2097-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字出羽2097-3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 699号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字上松葉7383-3、7384
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上松葉7383-3・7384（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 700号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月11日から平成24年10月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字黒谷1373番1地先から同郡同町同大字字高月8510番地先まで	旧	9.0 ~ 24.0	248.9
				新	12.2 ~ 33.0	248.9

宮崎県告示第 701号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月11日から平成24年10月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字大戸ノ口7819番6地先から同郡同町同大字同字7809番1地先まで	旧	7.3 ~ 14.0	260.0
				新	10.4 ~ 15.6	260.0

宮崎県告示第 702号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月11日から平成24年10月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字黒谷1373番1地先から同郡同町同大字字高月8510番地先まで	平成24年10月11日

宮崎県告示第 703号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月11日から平成24年10月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字大戸ノ口7819番6地	平成24年10月11日

先から同郡
同町同大字
同字7809番
1 地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス都城高城店
都城市高城町穂満坊字小金丸 864、865-2
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年5月6日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,493.82㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 51台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側 8台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 33.0㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内北西側 4.7㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午後10時30分
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地北東側（No.1） 1箇所（出入口1箇所）
敷地北西側（No.2） 1箇所（出入口1箇所）
合計 2箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

- 届出年月日
平成24年9月5日
 - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成24年10月11日から平成25年2月12日まで
 - 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - 期間
平成24年10月11日から平成25年2月12日まで
 - 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 平成24年10月11日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン延岡ショッピングセンター
延岡市旭町2丁目2番地1
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
 - 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
（変更前）延岡ニューシティ
（変更後）イオン延岡ショッピングセンター
 - 変更の年月日
平成24年10月1日
 - 変更した理由
店舗名称の変更のため
 - 届出年月日
平成24年10月1日
 - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成24年10月11日から平成25年2月12日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
 宮崎県商工観光労働部商業支援課
 (2) 期間
 平成24年10月11日から平成25年2月12日まで
- 9 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年10月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第1545号	(株)富士工業	齋藤 章一郎	宮崎県日南市大字平野1115	一般	大工工事業、鉄筋工事業	平成24年8月30日付けで廃業した旨の届	平成24年8月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第2020号	(株)横山土建	横山 常一	宮崎県小林市野尻町東麓1144	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年8月21日〃	平成24年8月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第7720号	(有)碧建設	岩切 秀幸	宮崎県宮崎市大字熊野1393-1	一般	建築工事業	平成24年8月9日〃	平成24年8月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第8499号	(株)長友商会	長友 康裕	宮崎県延岡市伊達町1-50	一般	防水工事業	平成24年8月6日〃	平成24年8月6日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第10551号	(有)泰光工業	野邊 久順	宮崎県都城市一万城町106-15-2	一般	建築工事業、管工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成24年8月6日〃	平成24年8月6日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12147号	(株)九建	山本 貞輝	宮崎県宮崎市本郷南方4104-2	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年8月10日〃	平成24年8月10日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第3124号	(有)鋤田工業	山口 吉規	宮崎県宮崎市大字瓜生野2389	一般	土工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成24年8月2日〃	平成24年8月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第4430号	久保建設工業(株)	久保 義春	宮崎県都城市志比田町9459	一般	大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成24年8月31日〃	平成24年8月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4430号	久保建設工業(株)	久保 義春	宮崎県都城市志比田町9459	特定	土工事業、建築工事業	平成24年8月31日〃	平成24年8月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4888号	浅部建設	浅部 宏一	宮崎県宮崎市大字熊野5267	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年8月24日〃	平成24年8月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6420号	三股工務店	三股 進	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代8293	一般	土工事業、建築工事業、大工工事業	平成24年8月10日〃	平成24年8月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第6810号	(株)マツヤマ	松山 紘一	宮崎県都城市都北町6020	一般	屋根工事業、建具工事業	平成24年8月3日〃	平成24年8月3日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第7562号	(有)穩工業	鴨林 利秋	宮崎県宮崎市池内町小鹿黒3562-3	一般	左官工事業	平成24年8月6日〃	平成24年8月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11091号	矢野建築	矢野 庸悦	宮崎県延岡市北川町川内名74-2	一般	建築工事業	平成24年8月24日〃	平成24年8月24日(全廃業)
宮崎県知事許可	オーケー技建	大山 一敏	宮崎県宮崎	一般	土工事業、建築工事	平成24年8月	平成24年8月24日

(般-20)第 11827号	(有)		市大字芳士 787-3		業、塗装工事業、防水 工事業	24日〃	(全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-19)第 12368号	丸王産業(株)	歌津 満王	宮崎県延岡 市松原町1 -3-10	一般	管工事業	平成24年8月 20日〃	平成24年8月20日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-20)第 12557号	Yメタル	安井 源士	宮崎県宮崎 市生目台東 1-12-2	一般	屋根工事業	平成24年8月 20日〃	平成24年8月20日 (全廃業)

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成24年10月11日

県立宮崎病院長 豊田 清一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
X線CT撮影装置 一式（数量2）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町5番30号
- 落札者を決定した日
平成24年8月10日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社アイティーアイ株式会社宮崎支店 宮崎市清武町加納
3丁目10番
- 落札金額
199,800,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成24年7月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 異動届
○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党日向支部	会 計 責 任 者	日 高 和 広	黒 木 円 治	平成24年8月14日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
県政振興会	会 計 責 任 者	持 原 道 雄	黒 木 康 年	平成24年8月2日
宮崎県中小企業政治連盟	会 計 責 任 者	持 原 道 雄	黒 木 康 年	平成24年8月2日
高鍋地区建設業政治連盟	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字北高鍋 5138	児湯郡高鍋町大字北高鍋 4613の3	平成24年8月28日

- 解散届
○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	外 山 齋	神 村 武	宮崎市松橋1丁目16-11カルナコー ト1F	平成24年8月27日

○その他の政治団体

平成24年10月11日

県立宮崎病院長 豊田 清一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
放射線治療装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町5番30号
- 落札者を決定した日
平成24年8月10日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社アイティーアイ株式会社宮崎支店 宮崎市清武町加納
3丁目10番
- 落札金額
240,000,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成24年7月30日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治結社白竜塾	笠 幸 利	富 山 勤	宮崎市鶴島 3 丁目36番地	平成24年 8 月10日
都農町新生クラブ	吉 井 光 政	熊 谷 恵美子	児湯郡都農町大字川北 10926	平成24年 8 月16日
篤友会	水 間 篤 典	水 間 七七子	小林市細野 442- 4	平成24年 8 月24日
湯地和夫後援会	林 田 辰 巳	下 宮 忠 計	児湯郡川南町大字川南 23905- 2	平成24年 8 月27日

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年10月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(政 党)

政治団体の名称 民主党宮崎県参議院選挙区第 1 総支部
報告年月日 平成24年 5 月23日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	19,340,005円
ア 前年繰越額	1,768,692円
イ 本年收入額	17,571,313円
(2) 支出総額	16,970,214円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	738,000円
	657人
イ 寄附	1,433,000円
(ア) 個人からの寄附	233,000円
(イ) 法人その他の団体からの寄附	200,000円
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000円
エ 借入金	3,400,000円
(ア) 外山 斎	3,400,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000円
(ア) 民主党本部	12,000,000円
カ その他の収入	313円
10万円未満の収入	313円
合 計	17,571,313円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附		
小松 孝英	100,000円	宮崎県宮崎市
小松 晶子	100,000円	宮崎県宮崎市
その他	33,000円	
小 計	233,000円	
イ 法人その他の団体からの寄附		
藤田株式会社	200,000円	熊本県錦町
小 計	200,000円	
ウ 政治団体からの寄附		
いつきの会	1,000,000円	宮崎県宮崎市
小 計	1,000,000円	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	12,138,271円

(ア) 人件費	5,581,786円
(イ) 光熱水費	291,299円
(ウ) 備品・消耗品費	2,605,896円
(エ) 事務所費	3,659,290円
イ 政治活動費	4,831,943円
(ア) 組織活動費	1,319,507円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,496,931円
a 機関紙誌の発行事業費	1,839,387円
b 宣伝事業費	1,657,544円
(エ) 調査研究費	15,505円
合 計	16,970,214円

3 資産等の内訳

(12) 借入金	
外山 斎	3,400,000円

報告年月日 平成24年 8 月27日

(平成24年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	15,488,101円
ア 前年繰越額	2,369,791円
イ 本年收入額	13,118,310円
(2) 支出総額	15,488,101円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	844,000円
	757人
イ 寄附	334,224円
(ア) 個人からの寄附	117,000円
(ウ) 政治団体からの寄附	217,224円
エ 借入金	3,940,000円
(ア) 外山 斎	3,940,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000,000円
(ア) 民主党本部	8,000,000円
カ その他の収入	86円
10万円未満の収入	86円
合 計	13,118,310円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附		
その他	117,000円	
小 計	117,000円	
ウ 政治団体からの寄附		
外山いつき応援隊	217,224円	宮崎県宮崎市
小 計	217,224円	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	9,899,984円
(ア) 人件費	5,695,759円

(イ) 光熱水費	178,087円
(ウ) 備品・消耗品費	1,603,306円
(エ) 事務所費	2,422,832円
イ 政治活動費	<u>5,588,117円</u>
(ア) 組織活動費	1,073,103円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,954,174円
a 機関紙誌の発行事業費	1,780,996円
b 宣伝事業費	1,173,178円
(ニ) 調査研究費	1,010円
(オ) 寄附・交付金	559,830円
(カ) その他の経費	1,000,000円
合 計	<u>15,488,101円</u>

3 資産等の内訳

(12) 借入金

外山 斎 6,340,000円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 政治結社白竜塾
報告年月日 平成24年 8月10日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>

(平成24年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>

政治団体の名称 都農町新生クラブ
報告年月日 平成24年 8月16日
(平成23年分)

1 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
水 間 篤 典	県議会議員	篤友会	水 間 篤 典	小林市細野 442-4	平成24年 8月24日

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成24年10月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人善仁会 特別養護老人ホーム 仁の里	児湯郡木城町大字椎 木字浦畑3950番 1	平成24年 9月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	<u>26,000円</u>
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	26,000円
(2) 支出総額	<u>0円</u>

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	<u>26,000円</u>
	13人
合 計	<u>26,000円</u>

政治団体の名称 篤友会

報告年月日 平成24年 8月24日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>

政治団体の名称 湯地和夫後援会

報告年月日 平成24年 8月27日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成24年10月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

名 称	変更 事項	新旧 の別	変 更 内 容
社会福祉法人善	所在	新	児湯郡木城町大字椎木字浦畑39

仁会障害者支援 施設愛生園	地		50番1
		旧	児湯郡木城町大字高城3085番地
国民健康保険諸 塚診療所	名称	新	国民健康保険諸塚診療所
		旧	諸塚村国民健康保険病院
	所在地	新	東臼杵郡諸塚村大字家代3063番地
		旧	東臼杵郡諸塚村大字家代2661番地